

ホールドアップ問題における特許権行使の制限

—差止請求権を中心として—

Limit the exercise of patent rights in the hold-up problem

—Around the right to demand injunction—

学籍番号：201121747

氏名：王 成

Cheng WANG

近年、国際標準化を自国の国家戦略と考える国が増えてきた。使用者・消費者の利便性を高めることを目的とする国際標準化はますます重視されている。技術革新は目覚ましく、最新技術がすぐ陳腐化するため、国際標準化の推進と切換えを加速しつつある。このような時代において、国際標準化は利便性をもたらす一方で、様々な問題を内在している。最近、その中のホールドアップ問題が注目を集めている。

本質的に、ホールドアップ問題は、現実には実施される技術の標準化と特許権との互いに矛盾する関係によってもたらされた問題である。しかし、法律と政策が技術革新を追いかけることはなかなか困難であり、完全にホールドアップ問題に対応できる優れた対策はなかなかないと言えよう。ホールドアップ問題は国際標準化の普及を妨げる要因になっている。その中で、必須特許の権利行使は、ホールドアップ問題を生じさせる元凶と言えよう。

そこで、本論文では、ホールドアップ問題に対する必須特許の権利行使に注目し、特にその中の差止請求権の行使を中心とし、現制度上の差止請求権によるホールドアップ問題の制限手法について検討を行った。

先ず、ホールドアップ問題の概要から出発し、ホールドアップ問題を引き起こす現実面の要因と法律面の要因を分析し、典型事例を通してホールドアップ問題の特性と危害性を示した。続いて、ホールドアップ問題を制限するために必須特許権行使に制限を加えることの必要性和許容性の解釈を通してホールドアップ問題の検討を行った。

次に、ホールドアップ問題は国際性が強いため、紛争事件における差止請求権の制限しに論究した。先ず、どこの国の法律に従い裁判するという準拠法の問題をクリアする必要性について言及した。そして、特許権訴訟と RAND 条項に基づく契約二つの角度から展開し、その重要な顧慮点と選択ルールを述べた。

最後は、ホールドアップにおける差止請求権の制限の可能性について、現制度の問題点と改正点、そして各国の動向をまとめ、独占禁止法の競争思想、特許法の裁定実施と民法の権利濫用法理という三つの角度から論究し、その限界を提示し、ホールドアップにおける差止請求権の制限のあり方についての提案を行った。

研究指導教員：松縄 正登

副研究指導教員：村井 麻衣子